

スタートアップビザ制度の茨城県第3号に対する在留資格「特定活動」（起業準備活動）が認められました。

起業を目指す外国人が「経営・管理」の在留資格を受けるためには、国（地方出入国在留管理局）への申請時に、事業所確保や資本金等総額又は雇用などに係る一定の要件を満たす必要があります。

本県は、外国人起業家の創業を支援するため、これらの条件を全て満たさなくても、**起業準備活動が可能となる在留資格（「特定活動」・最長1年）を付与する制度**である、外国人起業活動促進事業（いわゆるスタートアップビザ制度）の適用自治体となっています。

県では、起業準備活動計画確認証明書を、非接触式のカメラで顔画像からバイタルサイン（脈拍、血圧、乳酸など）を測定する画期的な技術を開発した**外国人起業家 蘇 宏任（スー・ホンレン）氏**へ交付し、今般、国より在留資格「特定活動」（起業準備活動）が認められましたので、お知らせします。

外国人起業家

氏名：蘇 宏任（スー・ホンレン）氏 国籍：台湾
ウェブサイト：<https://japan.sg-aitek.com/>

経歴：



2000年 国立陽明大学 医学放射技術学系 卒業
2012年 清華大学 資訊系統興應用研究所 博士
2002年 統計科学研究所 中央研究院 入社
2006年 PET 薬剤動態解析トレーニングコースプログラム参加(デンマーク・コペンハーゲン大学病院リグシヨスピタレット神経生物学研究ユニット)
2006年 英国インペリアル・カレッジ 客員教授
2014年 ノバテック AI アルゴリズム・エンジニア
2015年 傑精靈資訊科技股份有限公司

(Super Genius AITek=SG AITek)代表取締役社長

【目標と展望】

- ・カメラで顔画像からバイタルサイン（脈拍、血圧、血中酸素、乳酸）を測定する技術を開発。
- ・この技術は、非接触型顔認証システムであり、安全性、迅速性（10秒以内で結果が判明）、利便性（スマートフォンやタブレット等、カメラが付いていれば推測可能）が特徴。
※高齢化が進む日本において、病院・介護施設・スポーツクラブなどへ導入し、利用者から料金を徴収することで、ビジネスを展開していくことを想定し、起業したもの。

※ 起業準備活動中は、つくば市による面談を通じての起業活動のサポートを予定しております。

【問合せ先】茨城県営業戦略部国際渉外チーム
チームリーダー 竹村（担当：西口）
☎ 029-301-2853（直通）

参考 外国人起業活動促進事業（スタートアップビザ制度）の概要

○目的

外資系企業等の本県進出や外国人起業家の創業を支援するため、つくば市やジェトロ茨城等と連携し、経営に携わる外国人が「経営・管理」の在留資格を取得する条件を全て満たさなくても、起業準備活動が可能となる在留資格（最長1年）を付与すること。

【経営に携わる外国人の経営・管理ビザ（在留期間1年）の取得条件】

現行（通常）	スタートアップビザ制度導入後
①日本国内に事業所を確保 ②資本金等総額が500万円以上、又は常勤従業員2名以上の雇用、又は上記に準じる規模 ③申請人の事業経営等経験3年以上(大学院を含む。)、かつ、日本人と同額以上の報酬 ①～③に加え、事業計画書等の提出	・地方公共団体の管理・支援等を条件に、左記①～③の条件を満たさなくても、最長1年間の在留資格「特定活動（起業準備活動）」を付与 ・1年以内に左記①～③の条件を満たせば、「経営・管理ビザ」取得

○対象事業

- ① ライフサイエンス（医療、バイオ・製薬等）を中心に、研究開発型の事業
- ② IT分野（情報通信業）やロボティクスなど革新的技術・技能を用いて高成長を目指す事業
- ③ 医薬事業（ゲノム情報、医療情報、生物情報等に関する事業）
- ④ 食品事業（食履歴、育種情報、食薬資源情報等に関する事業）
- ⑤ 環境事業（環境暴露情報、行動情報、生活情報等に関する事業）
- ⑥ ①から⑤までの事業を支援する事業
- ⑦ その他知事が特に認める事業

※①～⑥に加え、茨城県、ジェトロ又は進出予定の市町村等が実施する起業支援等関連事業に参加した実績等が必要

○適用範囲 茨城県全域

○対象者 茨城県内で新たに事業を始める外国籍の方

○手続きの流れ

